

正 誤

令和5年3月30日付け長野県訓令第3号「長野県総合リハビリテーション事業財務公印規程」中
ページ 行(箇所) 誤

131 下から2 第8条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は別に定める。

正

第8条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
(長野県公印規程の一部改正)
- 2 長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部を次のように改正する。
別表中

総合リハビリテーションセンター現金取扱員印 (領収専用)	出納員	直径30		を
長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開・法務課長	方15	長野県 マイクロフィルム文書 証明者印	

長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開・法務課長	方15	長野県 マイクロフィルム文書 証明者印	に改める。
-------------------	-----------	-----	---------------------------	-------

誤

132 2 附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
(長野県公印規程の一部改正)
- 2 長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部を次のように改正する。
別表中

総合リハビリテーションセンター現金取扱員印 (領収専用)	出納員	直径30		を
長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開・法務課長	方15	長野県 マイクロフィルム文書 証明者印	

長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開・法務課長	方15	長野県 マイクロフィルム文書 証明者印	に改める。
-------------------	-----------	-----	---------------------------	-------

正
削除

障がい者支援課

令和5年3月30日付け長野県告示第172号「共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正」中

ページ	行(箇所)	誤	正
101	下から3	「、関係書類及び提出期限」	「、関係書類及び」

農業政策課

令和5年3月30日付け長野県規則第32号「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
79	下から4	「 氏名 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 」	「 氏名 (法人にあつては名称) 及び代表者の氏名) 」
79	下から3	「 氏名 法人にあつては名称 及び代表者の氏名 」	「 氏名 (法人にあつては名称) 及び代表者の氏名) 」

森林づくり推進課鳥獣対策室

令和5年3月30日付け長野県教育委員会規則第7号「博物館法施行細則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
90	下から1	第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。	第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。 附則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
93	下から7	附則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。	正 削除

文化財・生涯学習課